



表 157 国民学校再開当時（昭和20年9月）の児童収容一覧

戦災学校名	戦災前児童数	戦災直後児童数	授業場所	
			講堂	講堂および錦国民学校
鞍馬	497	238	講堂	講堂および錦国民学校
向日	652	281		錦国民学校
野市	387	315	中三國ヶ丘町紅谷寺 浅香山学園	
熊本市	391	256	大浜北波止 高射砲隊跡	
英少南	716	392	講堂	
林旅	984	639	市立堺女学校仮校舎 千代田光学株式会社 寮舎	
龍	703	577	学校内および大浜南町 天理教会	
綾井	1,280	1,222	学校内	
安神	683	570	錦国民学校内	
西	976	664	講堂および仮校舎	
西	785	785	民家(石津町川口繁信宅外二か所)天理教寺院倉庫	
西	1,306	1,089	百舌鳥女学校内および付近寺院 青年会場等	
西	660	461	三宝国民学校内 神南辺校農場	
西	815	658	錦西・触松阿学校内	
西	593	558	田出井町刑務所武道場 小西寿栄園 高等科は堺市立工業学校内	

水道は水源地の被害が比較的軽微であったため、即日送水を開始することができたが、市内における一〇〇ミリ乃至七五ミリの配水管が五ヵ所直撃によって折損したのと、給水各戸の給水装置がほとんど破壊されたため、至るところで多量の漏水があり、水圧の低下が著しく給水不能に陥った。このため七月一三日より大阪府土木工作隊・堺警防団・大阪刑務所・国民義勇隊の応援を求めて、戦災区域内の制水弁の閉鎖作業を執行するとともに、市民にたいしては毎日四斗樽一〇〇箇に清水をみなし、これを貨物自動車に積んで全市に配給して廻った。

つた。

ガス会社は施設そのものに被害はなかったが、供給地区の需要家が多数焼失したため、これら地区の閉栓工作上、七月一〇日・一日両日は全市への送気が全面的に停止された。しかし一二日より軍需生産工場方面への送気が開始され、これと同時に無害地区および比較的被災僅少であった東部・南部地区の一般需要民家にたいしても漸次送氣されるに至った。なお一般にたいする昼夜間送電は、重要工場への動力線復旧にともない順次回復され、一五日には六割五分、二一日には九割九分の送電をみると至った。

電気については、堺配電局管下のうち、堺市域内の需要家の被害戸数は全戸数の七割五分乃至八割の約二万五千と推定された。配電局ではただちに仮事務所を開設し、配電復旧に努め、まず飲料ならびに防水用水確保のため水源地への送電復旧に主力を注ぎ、一〇日午前九時これを復旧するとともに、つづいて重要工場および重要施設にたいする送電復旧に努め、一日には早くも一部重要工場への送電を開始し、一五日に大部分の重要工場および重要施設にたった。なお一般にたいする昼夜間送電は、重要工場への動力線復旧にともない順次回復され、一五日には六割五分、二一日には九割九分の送電をみると至った。

ガス会社は施設そのものに被害はなかったが、供給地区の需要家が多数焼失したため、これら地区の閉栓工作上、七月一〇日・一日両日は全市への送気が全面的に停止された。しかし一二日より軍需生産工場方面への送気が開始され、これと同時に無害地区および比較的被災僅少であった東部・南部地区の一般需要民家にたいしても漸次送氣されるに至った。なお一般にたいする昼夜間送電は、重要工場への動力線復旧にともない順次回復され、一五日には六割五分、二一日には九割九分の送電をみると至った。

表 155 被災世帯中の稼働者数

世帯数	人口		構造		畠		電燈		蒲團		生計			被災必要帶数	
	大人	小人	地上	半地下	地下	有	無	有	無	十分	不十分	甲	乙	丙	
2,169	5,976	3,284	2,056	84	29	1,176	993	1,123	1,046	703	1,466	218	1,495	456	276

表 156 堺市町内会世帯数・人口数（昭和20年8月23日現在）

連内	町名	町内数	隣組数	総世帯数	総人口	罹災	
						世帯数	人口
錦	殿西	17	175	2,710	9,792	1,247	4,354
向	井	10	93	1,608	5,586	489	1,589
熊	院	12	156	2,495	9,295	852	2,856
市	寺	7	68	1,220	4,241	903	3,182
英	龍	6	83	1,362	5,249	584	2,107
少	南	9	84	1,426	6,417	934	4,203
南	軸	11	145	2,862	10,955	718	2,306
南	旅	8	92	1,379	5,269	272	948
南	湊	8	108	1,746	7,334	616	2,118
南	袖	8	93	1,422	6,670	430	1,572
南	三	12	114	2,372	8,853	880	3,269
南	錦	6	84	1,348	5,599	327	1,295
南	安	12	118	2,042	8,966	396	1,447
南	神	11	115	1,891	8,125	389	1,374
南	百	9	77	1,446	6,464	229	882
南	五	11	181	3,277	12,982	868	3,760
南	金	10	129	1,896	7,792	386	1,387
南	尾	6	98	1,484	6,528	309	1,342
南	鳥	6	64	998	4,630	182	696
南	井	9	82	1,291	5,714	189	684
南	莊	7	53	717	3,142	162	546
南	津	10	111	2,005	8,309	395	1,444
南	央	9	87	1,394	5,774	245	999
南	和	6	66	1,064	4,834	187	668
南	昭	6	220	2,476	41,834	168,518	12,161
南	和	220	2,476	41,834	168,518	12,161	45,031

表 157 のように寺院・工場・倉庫等をも利用して授業することになった。

被災者用住宅 戰災市民の住宅復旧復興については、市はとりあえず戰災地においてすでに営みつつある稼働生活および仮小屋生活を認めたが、将来の対策として左記の規格にもとづき仮設住宅の建築を許可することとした。

なお当時すでに建築されていた府の仮設住宅四〇戸の無償払下げを受け、これを罹災市民に貸与し、同時に稼働生活者の方々で特に気の毒な人達に大日本セルロイド会社および川崎航空会社より借り入れた寮舎を貸与したが、昭和二〇（一九四五年末までに）一四〇世帯九六〇余名がここに移った。また厚生省より全国戦災者にたいする簡易住宅の建設が市に二七〇戸割当てられたので、同年九月ただちに建築に着手した。